

福岡県公報

平成十九年二月二日
第二千六百三十七号
増刊 ①

目次

告 示 (第二百五十六号)

○屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しよう

とするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定の一部

改正

(公園街路課) ……………一

告 示

福岡県告示第二百五十六号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定(平成十四年七月福岡県告示第十二百四十一号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成十九年二月二日

福岡県知事 麻生 渡

表国道の部二百九号の項及び四百四十三号の項を削る。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)